

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年12月2日(2021.12.2)

【公表番号】特表2021-500138(P2021-500138A)

【公表日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2021-001

【出願番号】特願2020-522358(P2020-522358)

【国際特許分類】

A 6 1 M	27/00	(2006.01)
A 6 1 F	13/00	(2006.01)
A 6 1 F	13/02	(2006.01)
A 6 1 L	15/32	(2006.01)
A 6 1 L	15/30	(2006.01)
A 6 1 L	15/18	(2006.01)
A 6 1 L	15/20	(2006.01)
A 6 1 L	15/26	(2006.01)
A 6 1 L	15/24	(2006.01)
A 6 1 L	15/28	(2006.01)
A 6 1 L	15/38	(2006.01)
A 6 1 L	15/40	(2006.01)
A 6 1 L	15/44	(2006.01)
A 6 1 L	15/42	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	27/00	
A 6 1 F	13/00	3 0 1 Z
A 6 1 F	13/02	A
A 6 1 L	15/32	1 0 0
A 6 1 L	15/30	1 0 0
A 6 1 L	15/18	1 0 0
A 6 1 L	15/20	1 0 0
A 6 1 L	15/26	1 0 0
A 6 1 L	15/24	1 0 0
A 6 1 L	15/28	1 0 0
A 6 1 L	15/38	1 0 0
A 6 1 L	15/40	1 0 0
A 6 1 L	15/44	1 0 0
A 6 1 L	15/42	3 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月18日(2021.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

創傷包帯において、
複数の穿孔を定義する壁を有する接触層と、

ポリマーと、少なくとも1つの創傷清拭剤と、を有する創傷清拭マトリックスであって、前記接触層に動作自在に結合された創傷清拭マトリックスと、
を有することを特徴とする包帯。

【請求項2】

請求項1に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、前記接触層の表面の少なくとも一部分上の被覆であることを特徴とする創傷包帯。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、前記接触層の実質的に表面全体上の被覆であることを特徴とする創傷包帯。

【請求項4】

請求項1乃至3の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記複数の穿孔の少なくとも一部分は、前記創傷清拭マトリックスによってカバーされてはいないことを特徴とする創傷包帯。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、前記複数の穿孔の少なくとも一部分において存在していることを特徴とする創傷包帯。

【請求項6】

請求項1乃至5の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、前記接触層から少なくとも部分的に除去可能であることを特徴とする創傷包帯。

【請求項7】

請求項1乃至6の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、約2.0～約10のpHを有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項8】

請求項1乃至7の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、薄膜の形態を有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項9】

請求項1乃至8の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスの少なくとも約10%は、約2～約10のpHを有する水性溶液中において溶解可能であることを特徴とする創傷包帯。

【請求項10】

請求項1乃至9の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、約1.0mm～約10mmの厚さを有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項11】

請求項1乃至10の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、穿孔を有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項12】

請求項1乃至11の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭剤は、約2～12のpHにおいて活性を有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項13】

請求項1乃至12の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭剤は、約0.25USP単位～約1000USP単位において前記創傷清拭マトリックス中に存在していることを特徴とする創傷包帯。

【請求項14】

請求項1乃至13の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭剤は、パパイン、尿素、ストレプトキナーゼ、ストレプトドルナーゼ、トリプシン、コラゲナーゼ、フィブリノリジン、デオキシリボヌクレアーゼを有するフィブリノリジン、プロメライン、及びこれらの組合せから構成された群から選択されることを特徴とする創傷包帯。

【請求項15】

請求項1乃至14の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記ポリマーは、多糖類、たんぱく質、野菜ガム、又はこれらの組合せであることを特徴とする創傷包帯。

【請求項 1 6】

請求項 1 乃至 1 5 の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、乾燥剤及び / 又は増粘剤を更に有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載の創傷包帯において、前記乾燥剤は、シリカゲル、ケイ酸マグネシウムアルミニウム、酸化カルシウム、硫酸カルシウム、スルホン酸塩、及びこれらの組合せから構成された群から選択されることを特徴とする創傷包帯。

【請求項 1 8】

請求項 1 6 に記載の創傷包帯において、前記増粘剤は、グリセロール、グリセリン、カルボマー、ポリエチレングリコール、及びこれらの組合せから構成された群から選択されることを特徴とする創傷包帯。

【請求項 1 9】

請求項 1 乃至 1 8 の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記創傷清拭マトリックスは、酸化した再生セルロール (O R C) を更に有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項 2 0】

請求項 1 乃至 1 9 の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記複数の穿孔は、約 5 m m ~ 約 2 0 m m の平均直径を有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項 2 1】

請求項 1 乃至 2 0 の何れか一項に記載の創傷包帯において、複数の穿孔は、アレイ内において存在することを特徴とする創傷包帯。

【請求項 2 2】

請求項 1 乃至 2 1 の何れか一項に記載の創傷包帯において、前記穿孔の少なくとも一部分は、前記接触層の厚さ未満の深さを有することを特徴とする創傷包帯。

【請求項 2 3】

請求項 1 乃至 2 2 の何れか一項に記載の創傷包帯と、
前記接触層及び前記組織部位上において封止された環境を形成するよう適合されたカバーと、
を有することを特徴とする組織部位を創傷清拭するシステム。